

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年3月4日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所管理部門長 小林 正裕

1. 調達内容

- | | |
|--------------|---|
| (1) 調達件名及び数量 | 資源海洋解析支援ネットワークシステム運用保守業務 一式 |
| (2) 調達仕様 | 入札説明書による。 |
| (3) 履行期間 | 自) 令和6年4月1日
至) 令和7年3月31日 |
| (4) 履行場所 | 入札説明書による。 |
| (5) 入札方法 | 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 |

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程(平成13年4月1日付け13水研第65号)第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等」の業種「情報処理」又は「ソフトウェア開発」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (5) 本業務を履行しうる知識・技術を有することを証明した者であること。

3. 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等(入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等)の交付を受けること。

① 直接交付

神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4
国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所
管理部門管理課
電話 045-788-7629
FAX 045-788-5001

② 宅配便着払いによる交付

任意書式に「資源海洋解析支援ネットワークシステム運用保守業務 入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

③ メールによる交付

任意書式に「資源海洋解析支援ネットワークシステム運用保守業務 メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あ

てFAX送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和6年3月15日までに上記3.あてにメール(アドレスは入札説明書に記載)又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。

なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。

ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

5. 証明に関する事項

競争参加者は、上記2.(5)を証明する証明書等を提出しなければならない。

(1) 証明書等

入札説明書による。

(2) 提出場所

3.①に同じ。

(3) 提出期限

令和6年3月18日 17時00分

6. 入札の日時及び場所等

(1) 入札の日時及び場所

令和6年3月25日 16時30分
神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4
国立研究開発法人水産研究・教育機構
横浜庁舎 ビデオライブラリー室

(2) 郵便による入札書の
受領期限及び提出場所

令和6年3月25日 12時00分
3.①に同じ。

6. その他

(1) 契約手続きにおいて
使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。

(7) 詳細は入札説明書による。

7. 契約に係る情報の公表

(1) 公表の対象となる契約先

次の①及び②いずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等^{※注1}として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること^{※注2}

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。

※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。

※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

(2) 公表する情報

上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認いただくとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業 務 仕 様 書

1. 件 名

資源海洋解析支援ネットワークシステム運用保守業務

2. 業務目的

資源海洋解析支援ネットワークシステム(Stock Assessment Information Network System (SAINTS)。以下「本システム」という。)は、資源評価に関わる研究に必要なデータの利用を促進するための大容量、高速な計算機資源を構築し、常時運用しており、本業務では、当該システムの円滑な運用管理を行うことを目的とする。

3. 業務場所

神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産資源研究所 横浜庁舎
及び請負業者指定場所

4. 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

5. 業務時間帯

9時00分から17時30分までとする。(土日、祝日、年末年始を除く。)
ただし、緊急を要する復旧作業は、上記の業務時間帯以外の対応について、国立研究開発法人水産研究・教育機構(以下「機構」という。)担当職員と協議するものとする。

6. 対象機器

資源海洋解析支援ネットワークシステム 一式 ※令和3年3月26日納品
(Stock Assessment Information Network System (SAINTS))

【構成内訳】

- (1) ログイン兼計算ノード 8台
HPC Systems/HPC5000-ERM232R2S
- (2) ファイルサーバおよびバックアップサーバ 1式
HPC Systems / HPC3000-ERM116FS24R2S・HPC5000-XCL224FS45R4S
- (3) 開発サーバ 1台
HPC Systems/HPC5000-ERM232R2S
- (4) ノード間接続網 1式
NETGEAR/XS716E-100AJS
- (5) 無停電電源装置(UPS) 1式
Schneider Electric/SUA3000RMXLA3U
Schneider Electric/AP9571A
- (6) 機器設置場所に設置する遠隔管理用装置(KVM) 1式
ATEN/KN1116VA
- (7) 構内LANを通じた遠隔管理用装置(KVM) 1式
ATEN/KA8270

7. 本システムの概要

ログイン兼計算ノード8台、ファイルサーバおよびバックアップサーバ1式、開発サーバ1台およびそれらを接続するノード間相互接続網、停電対策のための無停電電源装置(UPS)、敷地内の別室から構内LANを経由して遠隔でシステムの起動、停止、画面操作を行うための遠隔管理用装置(KVM)1式からなる。本システムは各ノード内での対話式ジョブの実行を重視する。本システムで、導入の統計解析ソフトR・プログラミング言語Pythonや機械学習関係のライブラリ及びソフトウェアは、それらの相互依存関係に起因する問題が往々にして発生するが、本システムでは、管理者権限をもたない一般のユーザーが各自のニーズに応じて環境をカスタマイズすることで、先に述べた相互依存関係の問題を克服して、安全に、安定して計算を実行可能にする。上記に加え統計解析ソフトRのhttps接続(SSL通信)によるウェブベースのインターフェースを導入する。ウェブベースのインターフェースから実行するRはノード間の負荷分散機能を有する。本システムでは、40名程度のユーザーが、同時にRのウェブベースのインターフェースおよびそれ以外の接続を通じて各ユーザーが高性能のデスクトップPC等で、数時間から数週間かけて実施していた対話式のデータ分析、シミュレーションジョブを計算の規模、処理時間を改善してストレス無く実行出来るよう構成したものである。

8. 業務内容

(1) 運用支援業務

ア サーバ運用管理

サーバが安定して稼働できるように監視し、運用管理を行うこと。稼働するシステムの構成等は、「6. 対象機器」記載のとおりとする。

イ 障害対応

(ア) 本システムに障害等が発生した場合、速やかにその原因を究明し、障害箇所の切り分けを行い、機構担当職員と連携し、速やかに復旧作業を行うこと。

(イ) 障害箇所の切り分け後、障害内容に応じ、本業務の保守管理機能等を速やかに適正な状態へと再設定し、関係各所への連絡等、障害復旧に必要な措置を行うこと。

(ウ) 障害等の原因が特定できない場合は、機構担当職員と原因究明を行い、対応について協議すること。

(エ) 情報セキュリティに関する事案が発生した場合は、機構担当職員と連携し、速やかな原因究明を行い、対応について協議すること。

(オ) 復旧後、障害等の内容や経過を整理し、保存する。また、機構担当職員と再発防止措置について検討を行うこと。

(カ) 運用において、問題や課題等が判明した場合は速やかに助言を行う。

ウ セキュリティ管理

外部からの攻撃を受けない、通信を傍受されないといったような最低限のセキュリティ対策を講ずること。

エ ソフトウェアの保守及び更新

(ア) ソフトウェアを更新又は一部修正プログラムを組み込む場合は、不具合、他のシステムとの相性等の確認を行うこと。

(イ) 情報セキュリティに重大な影響を及ぼす不具合に対処した修正プログラムについては速やかに組み込むこと。また、更新することによって、従来に増して強固なセキュリティ対策ができる場合は、計画的に早期に導入すること。

(2) ヘルプデスク業務

日本国内にヘルプデスクを設置し、機構職員からの本システムに関する説明や相談について対応すること。

ア 問い合わせ対応

本システムに全般に関する問い合わせに対し、以下の対応を行うこと。

- (ア) システム操作に伴う対応方法の提示
- (イ) システム動作の不具合に伴う対策案の提示
- (ウ) システム運用変更に伴う対策案の提示

イ 作業依頼対応

本システムに全般に関する問い合わせに対し、以下の対応を行うこと。

- (ア) 設定変更
- (イ) セキュリティ対策追加等に伴うシステム影響調査
- (ウ) 障害拡大防止のための応急処理

(3) ログイン兼計算ノードと開発サーバのソフトウェア更新と新規ソフトウェアの導入

ログイン兼計算ノード8台(6-(1))及び開発サーバ1台(6-(3))にインストール済のソフトウェアについてライブラリ依存関係を考慮してバージョン更新・管理を行うこと。また新規ソフトウェア導入のための検証作業と導入を行うこと。詳細については13に別記している。

9. 業務実施体制

(1) 障害対応の窓口を開設し、総合的な保守体制の下、障害対応の迅速かつ適切な対応を行うこと。

(2) 契約締結後、速やかに以下の書類を提出すること。

ア 業務実施体制図：責任者や作業員の役割等を明記したもの。

イ 作業要員一覧表：作業要員の職名、氏名、年齢、実務経験と年数、保有資格等を記述したもの。

(3)原則として本業務の一部であっても再請負及び再委託は行わないこと。ただし、書面により事前に承諾を得た場合はこの限りではない。

10. 業務要件

(1) ハイパフォーマンス コンピューティングに関するシステムの稼働維持支援等を請け負った実績を有すること。

(2) 本業務において、適切に業務を実施できることの証明として以下の制度等に基づく証明書等のいずれかを保有していること。

ア 適切な情報セキュリティ管理を実施できることの証明として、情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 認証もしくはISO/IEC 27001の証明書。

イ 独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) が公開する「情報セキュリティ対策ベンチマーク」を利用した自己評価を行い、その評価結果において、全項目に係る平均値が4に達していることを確認する確認書。

11. 情報セキュリティ

情報セキュリティに係る事項については、特記仕様書によるものとする。

12. その他

(1) 本仕様書に記載されていない事項について、疑義が生じた場合又は本仕様書の作業を遂行することが難しい事情が生じた場合は、機構担当職員と協議の上これを決

定するものとする。

(2) 業務の引継ぎ

機構は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、現行受注者及び受注者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務を新たに実施することとなった受注者は、本業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、現行受注者（又は機構）から業務の引継ぎを受けるものとする。なお、その際の事務引継ぎに必要となる受注者の経費は、受注者の負担となる。

(3) 詳細については機構担当職員の指示に従うこと。

1 3. 8 (3) の詳細について

(1) ソフトウェア R・プログラミング言語 Python の更新と管理

- 1) ソフトウェア R およびプログラミング言語 Python の大規模な変更を伴うバージョン更新の必要が迫られた場合、更新するバージョンにおいてライブラリの依存関係を壊して他のシステムに影響を及ぼすことがないことを開発サーバで検証すること。
- 2) 安定して稼働することが確認できた更新バージョンを、ログイン兼計算ノードに導入すること。

(2) 新規ソフトウェア導入

- 1) 本システムのユーザーから導入要望のソフトウェアについて、機構と相談の上、導入に際して問題なく稼働できることを開発サーバで検証すること。
- 2) 安定して稼働できることが確認できたソフトウェアについて、ログイン兼計算ノードに導入すること。

国立研究開発法人水産研究・教育機構における 情報処理業務の委任等に係る特記仕様書

国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）から情報処理業務の委任等を受けた請負者（以下「請負者」という。）は、契約書及び仕様書等に定めのない事項について、この国立研究開発法人水産研究・教育機構における情報処理業務の委託等に係る特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に定める事項に従って契約を履行しなければならない。

第1 情報セキュリティポリシーを踏まえた情報処理業務の履行

請負者は、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」（令和5年7月4日サイバーセキュリティ戦略本部決定。以下「統一基準」という。）の趣旨を踏まえ、以下の事項を遵守しなければならない。

第2 定義

この特記仕様書において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによるほか、統一基準による。

- (1) 個人情報 「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号）第2条第2項に規定する個人情報及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）に規定する個人番号をいう。
- (2) 要機密情報 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第5条各号における不開示情報に該当すると判断される蓋然性の高い情報を含む情報をいう。
- (3) 業務 機構の保有する個人情報及び要機密情報をコンピュータ等により処理する情報処理業務であって、業務の一部又は全部について、契約をもって機構外の者に実施させることをいう。委任、準委任、請負等の契約形態を問わないものとする。
- (4) 契約目的物 仕様書等で機構が指定する物件をいう。
- (5) 成果物 契約目的物の仕掛品及び契約履行過程で発生した出力帳票及び電磁的記録物等をいう。
- (6) 機構からの貸与品等 この契約に基づく業務を処理するため、機構が貸与する原票、資料、その他貸与品等及びこれらに含まれる個人情報等並びに要機密情報をいう。承諾を得て複写あるいは複製したものを含むものとする。

第3 業務の実施体制

- (1) 請負者は、契約締結後直ちに業務を履行できる体制を整えたとともに、当該業務

に関する責任者、作業体制、連絡体制及び作業場所についての記載並びにこの特記仕様書を遵守し業務を請け負う旨の誓約を書面にし、機構に提出すること。

- (2) (1)の事項に変更が生じた場合、請負者は速やかに変更内容を機構に提出すること。

第4 業務従事者への遵守事項の周知

- (1) 請負者は、この契約の履行に関する遵守事項について、業務従事者全員に周知徹底し、遵守させること。
- (2) 請負者は、(1)の実施状況を書面にし、機構に提出すること。

第5 情報の保持と目的外使用の禁止

請負者は、この契約の履行により知り得た個人情報、要機密情報、契約目的物及び成果物を第三者に提供してはならない。また、他の用途に使用してはならない。

第6 複写及び複製の禁止

請負者は、機構からの貸与品等を機構の承諾なくして複写及び複製をしてはならない。なお、承諾を得て複写あるいは複製したものについても、第5の規定を遵守すること。

第7 作業場所以外への持出禁止

請負者は、機構が指示又は承認する場合を除き、機構からの貸与品等について、第3(1)における作業場所以外へ持ち出してはならない。

第8 情報の保管及び管理

請負者は、業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 全般事項

ア 契約履行過程

- (ア) 以下の事項について安全管理上必要な措置を講じること。
- a 業務を実施する施設等の入退室管理
 - b 機構からの貸与品等の使用及び保管管理
 - c 契約目的物、成果物の作成、使用及び保管管理
 - d その他、仕様書等で指定したもの
- (イ) 機構から(ア)の内容を確認するため、業務の安全管理体制に係る資料の提出を求められた場合は直ちに提出すること。

イ 契約履行完了時

- (ア) 機構からの貸与品等を、契約履行完了後速やかに機構に返還すること。

- (イ) 契約目的物の作成のために、業務に係る情報を記録した一切の媒体（紙及び電磁的記録媒体等一切の有形物）（以下「記録媒体」という。）については、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる当該業務に係る情報を全て消去すること。
- (ウ) (イ)の消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日を明示した書面で機構に報告すること。
- (エ) この特記仕様書の事項を遵守した旨を書面で報告すること。また、あらかじめ機構の承諾を得て、再委託を行った場合は再委託先における状況も同様に報告すること。

ウ 契約解除時

イの規定の「契約履行完了」を「契約解除」に読み替え、規定の全てに従うこと。

エ 事故発生時

契約目的物の納入前に契約目的物の仕掛品、契約履行過程で発生した成果物及び機構からの貸与品等の紛失、滅失及び毀損等の事故が生じたときには、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく機構に報告し、機構の指示に従うこと。

(2) 個人情報及び要機密情報の取扱いに係る事項

機構からの貸与品等、契約目的物及び成果物に含まれる情報で既に公知の情報、機構から請負者に提示した後に請負者の責めによらないで公知となった情報、及び機構と請負者による事前の合意がある情報は、要機密情報に含まれないものとする。個人情報及び要機密情報の取扱いについて、請負者は、以下の事項を遵守しなければならない。

ア 個人情報及び要機密情報に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。

イ アの個人情報及び要機密情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報及び要機密情報の管理状況を記録すること。

ウ 機構から要求があった場合又は契約履行完了時には、イの管理記録を機構に提出し報告すること。

エ 個人情報及び要機密情報の運搬には盗難、紛失、漏えい等の事故を防ぐ十分な対策を講じること。

オ (1)イ(イ)において、個人情報及び要機密情報に係る部分については、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法及び消去予定日等を書面により機構に申し出て、機構の承諾を得たうえで消去を行うこと。

カ (1)エの事故が、個人情報及び要機密情報の漏えい、滅失、毀損等に該当する場合は、漏えい、滅失、毀損した個人情報及び要機密情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく機構に報告し、機構の指示に従うこと。

- キ カの事故が発生した場合、請負者は二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、機構に可能な限り情報を提供すること。
- ク (1)エの事故が発生した場合、機構は必要に応じて請負者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行うことができる。
- ケ 業務の従事者に対し、個人情報及び要機密情報の取扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。なお、教育及び研修の計画及び実施状況を書面にて機構に提出すること。
- コ その他、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日号外法律第57号）に従って、本業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

第9 機構の施設内での作業

- (1) 請負者は、業務の実施に当たり、機構の施設内で作業を行う必要がある場合には、機構に作業場所、什器、備品及び通信施設等の使用を要請することができる。
- (2) 機構は、(1)の要請に対して、使用条件を付した上で、無償により貸与又は提供することができる。
- (3) 請負者は、機構の施設内で作業を行う場合は、次の事項を遵守するものとする。
 - ア 就業規則は、請負者の定めるものを適用すること。
 - イ 請負者の発行する身分証明書を携帯し、機構の指示があった場合はこれを提示すること。
 - ウ 請負者の名称入りネームプレートを常に着用すること。
 - エ その他、(2)の使用に関し機構が指示すること。

第10 再委託の取扱い

- (1) 請負者は、この契約の履行に当たり、再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う旨を書面により機構に申し出て、機構の承諾を得なければならない。
- (2) (1)の書面には、以下の事項を記載するものとする。
 - ア 再委託の理由
 - イ 再委託先の選定理由
 - ウ 再委託先に対する業務の管理方法
 - エ 再委託先の名称、代表者及び所在地
 - オ 再委託する業務の内容
 - カ 再委託する業務に含まれる情報の種類（個人情報及び要機密情報について明記すること。）
 - キ 再委託先のセキュリティ管理体制（個人情報、要機密情報、記録媒体の保管及び管理体制について明記すること。）
 - ク 再委託先が第1及び第3から第9までに定める事項を遵守する旨の誓約

ケ その他、機構が指定する事項

- (3) 第1及び第3から第9までに定める事項については、請負者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、請負者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

第11 実地調査及び指示等

- (1) 機構は、必要があると認める場合には、請負者の作業場所の実地調査を含む請負者の作業状況の調査及び請負者に対する業務の実施に係る指示を行うことができる。
- (2) 請負者は、(1)の規定に基づき、機構から作業状況の調査の実施要求又は業務の実施に係る指示があった場合には、それらの要求又は指示に従わなければならない。
- (3) 機構は、(1)に定める事項を再委託先に対しても実施できるものとし、請負者は、再委託先にその承諾を得ておかななければならない。

第12 情報の保管及び管理等に対する義務違反

- (1) 請負者又は再委託先において、第3から第9までに定める情報の保管及び管理等に関する義務違反又は義務を怠った場合には、機構は、この契約を解除することができる。
- (2) (1)に規定する請負者又は再委託先の義務違反又は義務を怠った場合には、機構は、これらの行為を差し止めることができる。
- (3) (1)に規定する請負者又は再委託先の義務違反又は義務を怠ったことによって機構が損害を被った場合には、機構は請負者に損害賠償を請求することができる。機構が請求する損害賠償額は、機構が実際に被った全ての損害額とする。

第13 存続

第5、第6及び第12の規定は、本契約の解除または期間満了による終了後も存続するものとする。